

文京区の防災対策

～文京区地域防災計画
(令和6年度修正)の概要～



目次

はじめに.....	1
災害に備えて.....	1
第1編 計画の前提.....	2
文京区で想定される災害.....	2
文京区の避難所情報等.....	6
重点項目.....	8
減災目標.....	10
複合災害への備え.....	10
第2編 震災対策.....	11
第1章 区民と地域の防災力向上.....	11
第2章 安全な都市づくりの実現.....	14
第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保.....	16
第4章 応急対応力の強化.....	18
第5章 情報収集態勢の確立及び情報通信体制の強化.....	21
第6章 医療救護・保健等対策.....	23
第7章 帰宅困難者対策.....	25
第8章 避難者対策.....	27
第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進.....	30
第10章 住民の生活の早期再建.....	32
第3編 風水害対策.....	34
第4編 南海トラフ地震等防災対策.....	37

はじめに

災害に備えて

災害による被害をできるだけ少なくするためには、自らの身の安全は自らが守る(自助)、地域や身近にいる人同士が助け合う(共助)、国や都、区等の行政による公的な支援(公助)が重要となります。

行政においては、平常時から災害時のリスクを把握し、災害から区民の安全を確保するための対策を講じていますが、行政自身が被災し、その機能が麻痺することにより、全ての被災者を迅速に支援することが困難となる場合があります。そのため、地域住民が自発的に避難行動を行ったり、地域コミュニティで助け合って、救助活動や避難誘導等を行うことが重要となってきます。いざという時に、自分の身を守り、地域や身近にいる人と互いに助け合っていくためには、災害情報の収集手段や避難先の確認、各家庭での必要物資の備蓄等、日頃から様々な対策を行っていくことが必要です。

災害対策基本法や文京区防災対策条例などにおいても、区、区民及び事業者が災害対策を進める上で果たすべき基本的責務が明記されています。

いつ起きてもおかしくない災害に備え、一人ひとりが防災意識を高くもち、被害を軽減できるように努めていきましょう。

区、区民及び事業者の基本的責務(詳細は、計画P19参照)

区の基本的責務	(1)区は、災害から区民の生命、身体及び財産を保護し、その安全を確保するとともに、被災後の区民生活の再建及び都市の復興を図るため、区の組織及び機能を挙げて最大の努力を払わなければならない。 【文京区防災対策条例4条1項】 (2)区は、平常時から国、都及び他の地方公共団体との連絡調整を行うとともに、区民、事業者、ボランティア、防災関係機関等との連携及び協力に努めなければならない。 【文京区防災対策条例第4条2項】
区民の基本的責務	(1)区民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。 【災害対策基本法第7条第3項】 (2)区民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。 【東京都震災対策条例第8条第1項】
事業者の基本的責務	(1)区民、事業者及び区は、自らの命は自らが守るという自助、地域での助け合いによって自分たちのまちは自分たちで守るという共助及び区民の安全を確保するという公助のそれぞれの役割を果たし、並びに「文の京」自治基本条例の協働・協治の考え方に基づき、防災対策の充実及び実践に努め、もって災害に強いまちづくりを推進していくことを基本としなければならない。 【文京区防災対策条例第3条】 (2)事業者は、その社会的責任を自覚し、従業員、事業所に来所する者及び事業所の周辺地域における区民の安全の確保のため、災害時の危険を除去し、災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。 【文京区防災対策条例第8条第1項】

第1編 計画の前提

文京区で想定される災害

(1) 震災 計画 P3

ア 文京区の被害想定

令和4年5月に都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」のうち、文京区での被害が最大となる「都心南部直下地震」及び「多摩東部直下地震」を計画の前提条件としています。

区分		単位	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	
地震の規模			M7.3		
発生季節			冬		
風速			8m/s		
時刻			夕方		
震度別	震度6弱	%	95.2%	94.5%	
面積率	震度6強	%	4.8%	5.5%	
建物棟数		棟	36,191	36,191	
建物被害	建物全壊	棟	468	512	
	建物半壊	棟	2,461	2,519	
火災	出火件数	件	5	6	
	焼失棟数(倒壊建物を含む。)	棟	137	127	
人的被害	死者	人	29	31	
	負傷者(うち重傷者)	人	1,073(164)	1,176(180)	
その他	避難者数	発生数	人	39,160	40,163
		避難所避難者数	人	26,107	26,775
		避難所外避難者数	人	13,053	13,388
	帰宅困難者	人	139,195	139,195	
	都内滞留者数	人	396,041	396,041	
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	台	534	528	

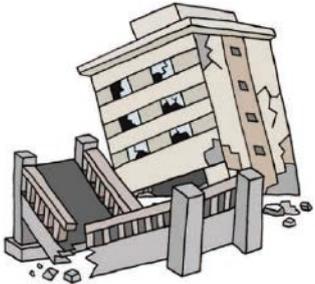
※ 2種類の被害想定のうち、値が大きい項目に網掛けをしています。



- 区内の約95%が震度6弱
- 建物被害(全壊・半壊)が約 3,000 棟
- 負傷者が 1,000 人以上
- 帰宅困難者は、約 140,000 人
- 閉じ込めにつながり得るエレベーターは、500 台以上
- 避難所への避難者は、26,000 人以上

イ 身の回りで起こり得る被害の様相（定性的なシナリオ）

都の被害想定では、首都直下地震等の発生時に起こり得る事象について、定量的に示すことが困難な事項についても、定性的なシナリオとして示されています。

種別	定性的な被害シナリオ	
インフラ・ライフラインの復旧に向けた動き	<p>発災後当面の間は、ライフラインの途絶や公共交通機関の寸断など、身の回りの生活環境に大きな支障が生じるとともに、被害が甚大な場合は、その復旧が長期化するおそれがある。</p>	
救出救助機関等による応急対策活動の展開	<p>建物倒壊などにより至るところで道路が閉塞し、救出救助部隊や、被災者が必要とする物資の円滑な移動が困難を極め、消火・救助活動や被災地支援が遅滞し、長期化するおそれがある。また、隣接県でも甚大な被害が発生し、都外からの応援が十分得られない可能性がある。</p>	
住み慣れた自宅等での避難生活	<p>建物に大きな被害がなくても、家具や家電製品等が、転倒・移動し、下敷きになったり、人に衝突したりする可能性がある。また、排水管など建物内の設備の損傷等により、トイレやエレベーターが長期間に渡り使用できなくなる可能性がある。ただし、家具転倒防止や携帯トイレの備蓄など必要な備えを行えば、プライバシーが確保され、住み慣れた自宅にとどまることは有効である。</p>	
避難所での避難	<p>避難所では、発災直後から多くの被災者が殺到し、避難所運営が混乱するだけでなく、物資の不足やトイレの衛生環境の悪化、プライバシーの確保や避難者間のトラブルなど様々な課題が発生する可能性がある。</p>	
帰宅困難者を取り巻く状況	<p>携帯電話の不通などにより、家族の安全が確保できず、多くの人々が自宅などに帰ろうとするが、道路の閉塞や延焼火災、余震による看板の落下などが至るところで発生し、帰宅困難者自身の安全確保にも重大な支障が生じる可能性がある。</p>	

(2) 風水害 計画 P7

ア 想定雨量等

区内においては、地面の大部分が建物やアスファルトに覆われているため、雨水が地下に浸透しにくく、集中豪雨の際に水が低地に集まり、短時間のうちに浸水する都市型水害が発生しています。

本計画では、予測し難い気象変化などに伴う突発型の被害に備えるとともに、平成27年の水防法(昭和24年法律第193号)改正に基づく神田川浸水予想区域図の想定雨量を最大値としています。

区分		被害等の最大値
雨 量	24時間総雨量	690mm
	最大1時間降雨量	153mm

イ 浸水予想区域等

区内では、上記の想定雨量を設定した神田川流域浸水予想区域図で浸水が想定されています。

また、荒川流域の72時間総雨量632mmを設定した荒川水系荒川洪水浸水想定区域図で浸水が想定されています。

ウ 土砂災害警戒区域等

区内では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)により、土砂災害警戒区域として106か所(令和4年12月時点)が指定され、そのうち、土砂災害特別警戒区域は63か所となっています。

エ 高潮浸水想定区域

区内では、室戸台風級(910hPa)の台風で、東京港に最大の高潮を発生させるような台風の経路を設定した東京都高潮浸水想定区域図で浸水が想定されています。



台風等の大雨の際は、神田川の氾濫等による浸水被害が予想されますが、文京区内は高低差がある場所が多いため、崖崩れによる土砂災害の危険性にも注意する必要があります。

(3) 火山災害

計画 P7

ア 被害想定

火山災害による被害想定については、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が、平成 16 年(2004 年)6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎としています。

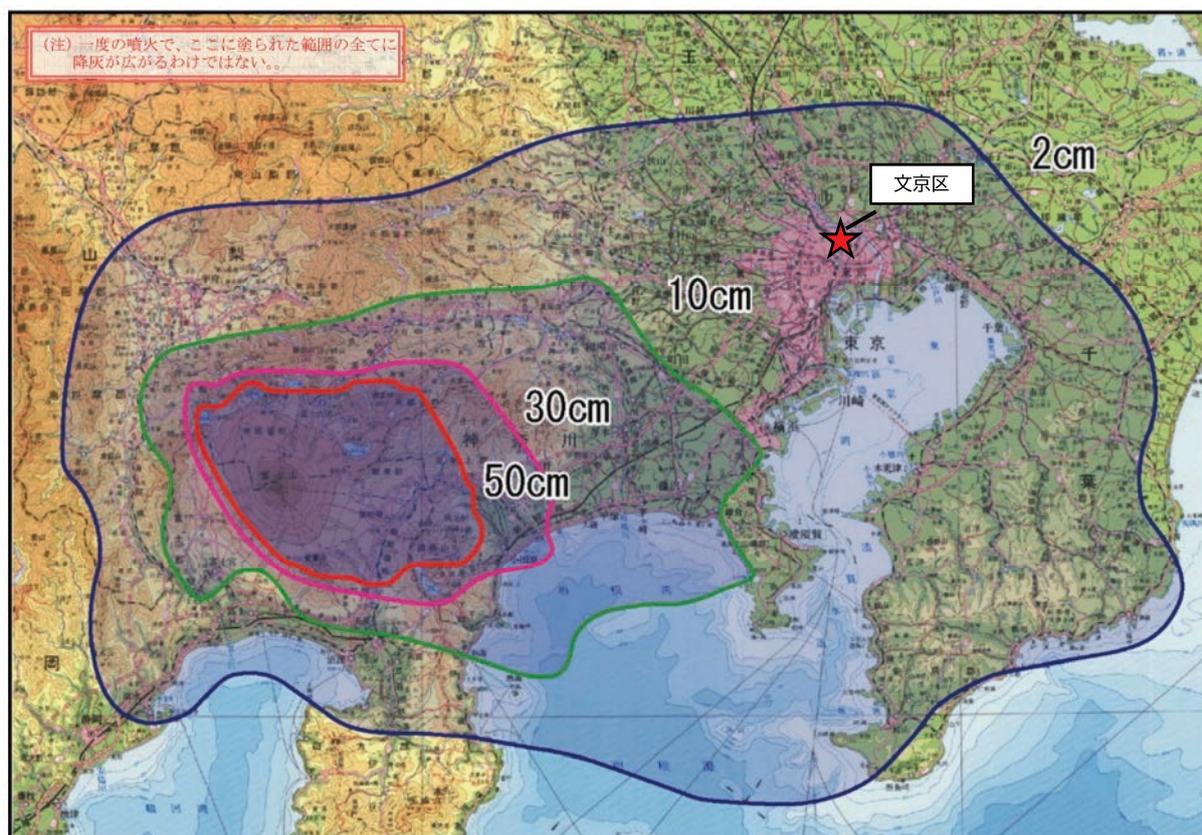
なお、実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節等の様々な条件によって変化します。

イ 噴火の規模と被害の概要

		内容
噴火の規模等	規模	宝永噴火と同程度
	継続期間	16日間
	時期	①梅雨期 ②その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	区内の全域	
被害の程度	2～10cm程度	
被害の概要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水、泥流、土石流に伴う人的・物的被害

資料:東京都地域防災計画 火山編 から作成

ウ 降灰予想図 (降灰の影響が及ぶ可能性の高い範囲)



資料:富士山ハザードマップ検討委員会報告書から作成

文京区の避難所情報等

(1) 震災時の避難所の種類

種別	箇所数	概要
避難所	33か所	非常食や毛布等が被災者のために備蓄されており、一時的に生活ができる施設のことです。 区立小中学校等の33か所を避難所として指定しており、あらかじめ町会・自治会ごとに、避難する避難所が決まっています。
緊急避難場所	7か所	大地震に伴い発生する火災から身を守るために指定されている避難場所のことです。 後楽園一帯や東京大学等の区内7か所が指定されています。
妊産婦・乳児救護所	4か所	妊婦や0歳児及びその母親を対象に開設する施設であり、非常食や毛布等の他に、アレルギー対応粉ミルク、新生児用紙おむつ等の乳児用物資や非常時用の分娩セット等を備蓄しています。 跡見学園女子大学や貞静学園短期大学等の区内4大学を指定しています。
福祉避難所	26か所	避難所での生活に支障が生ずるなど、特別な配慮を必要とする方(高齢者や障害者の方等)を対象に開設する施設のことです。 特別養護老人ホーム等の高齢者施設や福祉作業所等の障害者施設の26か所(※)を指定しています。 ※うち1か所は9月末日をもって施設閉鎖予定
帰宅困難者一時滞在施設	31か所	勤務先や外出先等で地震に遭遇し、公共交通機関の停止により、自宅への帰宅が困難となった方のために開設する施設のことです。 区有施設のほか、都立施設や区と協定を締結した事業者等の31か所の施設を指定しています。

(2) 水害・土砂災害時の避難所の種類

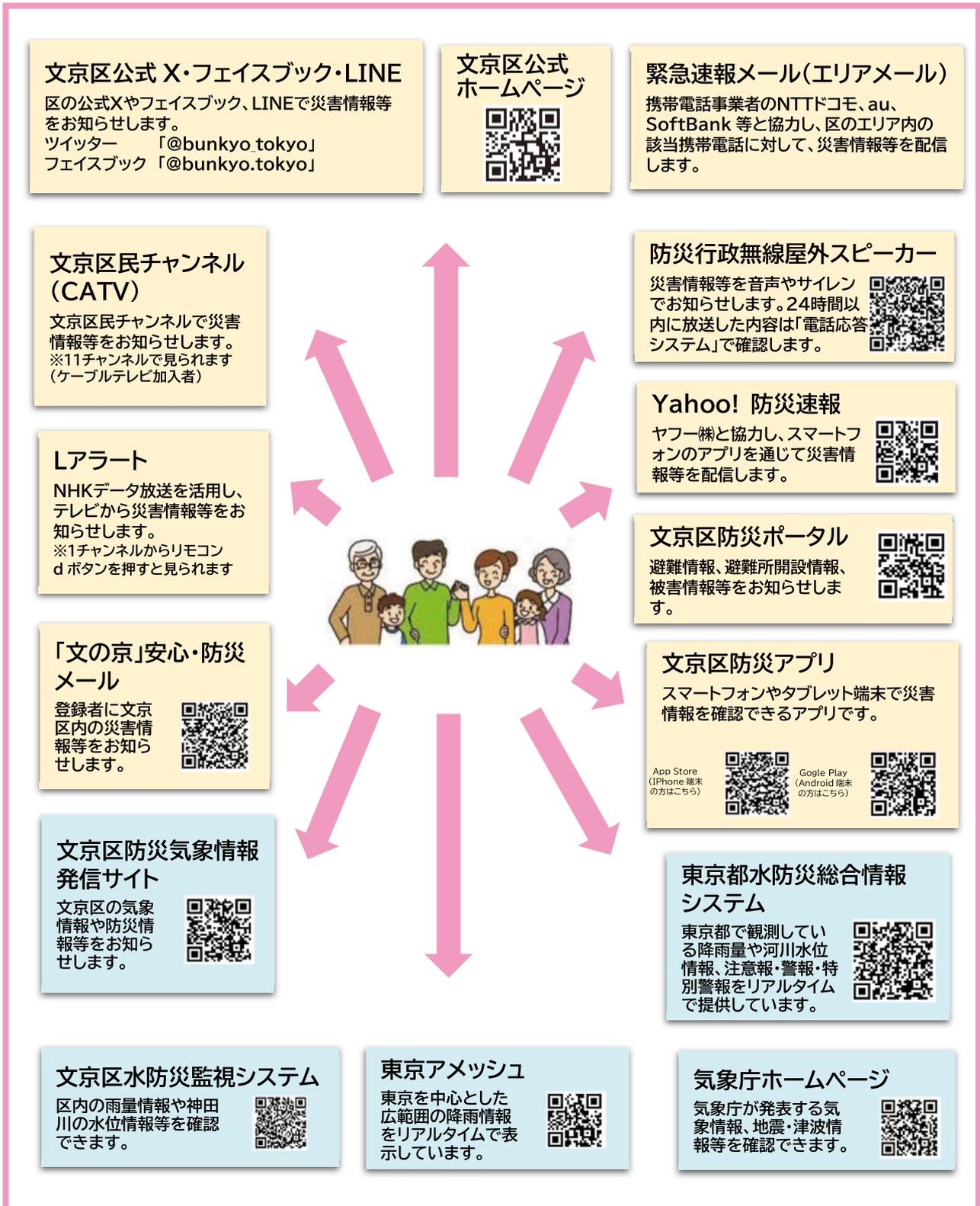
種別	箇所数	概要
避難所	13か所	区立小中学校等の13か所を避難所として指定しています。 震災時と異なり、あらかじめ町会・自治会ごとに避難する場所が決まっていないため、避難する必要がある場合は、お近くの避難所に避難していただくことになります。
垂直避難場所	12か所	指定された避難所への避難が困難な場合、又は雨の降り方や浸水状況により身の危険を感じた場合の緊急的な避難場所のことです。 区有施設のほか、区と協定を締結した事業者及びマンション所有者等の施設を指定しています。

震災時と水害・土砂災害時では、開設される避難所の種類や数が異なります。自宅の損傷が少なく、**自宅での生活を継続できる場合は、原則として、在宅避難**となりますが、いざというときに備えて、自分がどこに避難すれば良いのかを事前に把握しておきましょう。

避難所の場所等については、防災地図と各種ハザードマップを確認して下さい。

(3) 防災情報・気象情報を入手する方法

災害時における避難情報や避難所の開設状況、気象情報、神田川の水位情報等については、以下の手段を用いて、提供されます。



重点項目

(1) 計画修正に当たっての重点項目 計画 P9

災害対策には、過去の災害からの教訓や新たな被害想定等を踏まえ、区及び防災関係機関、区民、事業者がそれぞれの持てる能力を発揮し、「自助」、「共助」、「公助」による災害対応力を高め、連携していくことが求められています。

計画の修正に当たっては、これまで進めてきた取組に加え、社会環境の変化等により顕在化した課題にも対応するため、以下の項目について、特に重点的に取り組む課題とし、分野横断的な基本認識の下、今後の防災対策の充実強化を図ることとします。

重点項目	
在宅避難の推進	<p>区では、災害時において自宅の損傷や倒壊の危険性が少ない場合の避難行動として「在宅避難」を呼び掛けている。</p> <p>今後も、在宅避難を推進するため、建物の耐震化や不燃化に加え、各家庭での生活維持に必要な機能の確保等の対策強化を図るとともに、在宅避難のほか避難所外避難者を支援する仕組みを構築していく。</p>
中高層建築物の防災対策	<p>本区の住宅の建て方別割合(平成30年度)は、中高層共同住宅(3階以上)が約75%となっており、今後も増えていくことが予想されている。</p> <p>このような状況を踏まえ、中高層建築物における主体的な防災活動を促進するとともに、災害時におけるエレベーターの閉じ込め対策やトイレ対策等、中高層共同住宅特有のリスクを捉え、実情に応じた防災対策を推進する。</p>
自助・共助の意識の醸成	<p>町会・自治会の区民防災組織や避難所運営協議会、事業者等による住民主体の防災活動を促進するとともに、防災活動の中心的役割を担う人材の育成・活用を図り、地域防災力の向上を目指す。</p>
要配慮者や女性等への対応	<p>災害時、高齢者や障害者、妊産婦、外国人等にとって、避難のための情報把握や生活手段の確保等、適切な防災行動をとることは必ずしも容易なことではなく、災害時における安否確認手段や必要なサービスを提供できる体制整備が求められている。</p> <p>男女双方の視点に配慮した避難所運営等、男女平等参画の視点に立った防災対策に加え、近年増加する外国人居住者を含む全ての人が正確な情報を取得し、適切な防災・避難行動がとれるよう、要配慮者へのきめ細かな対応が求められる。</p> <p>今後も、避難行動要支援者の支援体制の充実を図るとともに、災害時における要配慮者や女性、LGBTQ当事者等への対応強化に取り組む。</p>
避難所環境の改善・充実	<p>避難所は、災害時に自宅が倒壊等の被害を受け、又はそのおそれがある場合の被災者の生活場所となり、全ての避難者が可能な限り日常に近い生活を送ることができるよう環境整備に取り組む必要がある。また、避難所における感染症の拡大防止等、衛生環境の改善が求められるほか、ペットの同行避難や避難所内の治安維持等、避難所運営の課題の解決に取り組む必要がある。</p> <p>今後も、避難生活環境の改善充実に必要な備蓄物資等の配備を進めるほか、避難スペースの確保や安全対策など、避難所の環境改善に取り組むとともに、限ら</p>

重点項目

	<p>れた環境の中で、発災時における様々な状況を想定した、実効性の高い避難所訓練等を実施する。</p>
帰宅困難者対策	<p>都の被害想定では、文京区で約14万人の帰宅困難者が発生すると予測されているが、この帰宅困難者対策は、行政エリアを超え、かつ、多岐にわたる分野に課題が及んでいることから、行政機関、事業者、外出者等、社会全体で対策を進めていく必要がある。</p> <p>区においても、事業者による一斉帰宅の抑制や関係機関と連携した駅前滞留者の分散帰宅等、帰宅困難者の発生抑制に取り組むとともに、帰宅困難者の一時滞在施設の更なる確保と的確な運営に向け、受入施設の事業者等との連携を促進する。</p>
ICT技術等を活用した災害対応業務の最適化	<p>大規模災害の発生時には、膨大な災害対応業務が発生するが、被害の防止・軽減を図るためには、効率的・効果的な災害対応を図る必要がある。とりわけ、災害時において自治体等の人的資源に限りがある中、被害状況の把握や避難情報の提供など、膨大な災害対応業務に迅速かつ的確に対応するためには、ICT等を活用した業務の効率化や省力化に取り組むことが重要となる。</p> <p>今後も、都や民間事業者等と連携しながら、災害対策に有効なICTを活用し、災害対応業務の最適化に取り組んでいく。</p>

減災目標

(1) 減災目標

計画 P12

東京都地域防災計画震災編(令和5年修正)「第3節 減災目標の設定」の内容を踏まえ、「都心南部直下地震」及び「多摩東部直下地震」における被害を減少させる「減災目標」を新たに設定しました。

減災目標

2030年度(令和12年度)までに、都心南部直下地震及び多摩東部直下地震による人的・物的被害を半減する。

(2) 目標を達成するための主な対策

計画 P13

これまでに区で推進してきた防災施策の取組状況や社会環境の変化等を踏まえ、「第2編 震災対策」に掲げる施策ごとに、減災目標を達成するための主な対策を整理しました。

複合災害への備え

(1) 想定される主な複合災害

計画 P17

都の被害想定では、想定される定性的な被害の様相として、複合災害発生時に起きうる事象が整理されています。

種別	主な内容
風水害	・地震動や液状化により、堤防や護岸施設の損傷した箇所から浸水被害が拡大 ・梅雨期や台風シーズン等、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
火山噴火	・数cmの降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去等の応急対策や復旧作業が困難化 ・火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化 ・火山灰の流入による管路等の流下阻害や閉塞、停電によるポンプ場の機能低下により、下水道の機能支障が拡大する可能性
感染拡大	・多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 ・救出救助活動や避難者の受入れなどにおいて、感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性

資料:東京都地域防災計画 震災編 から作成

(2) 複合災害に備えた対策

計画 P18

先発災害の発生時における被害状況等を踏まえ、第2編の各種施策を確実に推進し、後発災害に伴う影響等も念頭に置いた施策を検討するものとします。

第2編 震災対策

第1章 区民と地域の防災力向上

1. 現状及び課題

計画 P35

阪神淡路大震災や東日本大震災等の過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって、多くの命が救われており、災害時における自助・共助の重要性が明らかになっています。さらに、令和6年能登半島地震では、家屋の倒壊や大規模火災、上下水道等の生活インフラの途絶など、様々な被害が発生したことを踏まえ、区民一人ひとりが身近な災害リスクを正しく理解し、適切な防災対策に取り組むことが求められます。

本章では、自助・共助の担い手となる区民や地域、事業者、ボランティア、消防団等による取組を定めており、これらの主体は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、各主体間の相互連携、相互支援を強化し、自助・共助による区民及び地域の防災力の向上を推進していく必要があります。

2. 具体的な取組

(1) 区民による自助の備え

計画 P35

区民は、次に掲げる措置をはじめ、自らの生命は自らが守る(自助)ために必要な防災対策を推進していく必要があります。

区民が実施する必要がある主な防災対策

- 保存食・飲料水(1日一人3リットル)・簡易トイレ・衛生用品・ラジオ・医薬品等、在宅避難に向けた備蓄(最低3日間分、推奨1週間分)とローリングストックの実施
- 建築物やその他工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 日頃からの出火防災対策の実施
- 消火器及び住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下・飛散防止
- ブロック塀の点検補修等、家の外部の安全対策
- 避難所や避難経路、家族への連絡方法等の確認
- 貴重品や生活必需品等の非常持出用品、ヘルメット等の避難用具の準備
- 保険への加入等、被災後の生活再建に向けた事前の備え
- 防災訓練や防災事業への積極的な参加
- 町会・自治会等が行う、地域の相互協力体制の協力
- 避難行動要支援者がいる家庭における個別避難計画の作成や、円滑かつ迅速な避難に向けた避難支援等関係者との協力関係の構築
- 適切な情報収集方法の確認

(2) 防災意識の啓発

計画 P36

区民一人ひとりが「自らが防災の担い手」であることを自覚し、主体的に防災対策に取り組むためには、防災リテラシーの醸成を図ることが重要であり、区や警察署、消防署等の防災関係機関は、共同又は単独で、全ての年代の人に対し、継続的で総合的な防災教育・防災訓練等を実施し、防災意識の啓発を行います。

(3) 区民防災組織等の防災力向上

計画 P39

大規模災害の発生時において、被害を最小限にとどめるためには、地域の実情に精通した町会や自治会等の区民防災組織等の活動が重要となります。区民防災組織等は、地域の住民や中高層共同住宅等と連携した防災訓練を実施するほか、防災資機材の点検等を行うことが大切です。

防災関係機関においては、日頃から区民防災組織等の主体的な防災活動を支援するとともに、特に、避難所運営をはじめとする災害時の活動について、率先して周囲をけん引する地域のリーダーの育成に努めます。



(4) マンション防災における自助・共助の構築

計画 P40

区は、中高層共同住宅特有の防災対策を盛り込んだマニュアルを作成及び配布するほか、中高層共同住宅が実施する防災訓練にかかる経費の助成や、防災士資格の取得を支援するなど、マンション防災における自助・共助の構築に向けた取組を行います。

また、在宅避難に欠かせない災害時におけるトイレ対策について周知・啓発を図り、携帯トイレの備蓄や発災後のトイレの対応手順等、マンション住民の主体的な防災対策を促進します。

(5) 事業所による自助・共助の強化

計画 P41

区や警察署、消防署は、事業所と地域の連携体制づくりの支援などを行います。

事業所は、災害時の企業の果たす役割を遂行するため、利用者の保護にかかる計画や、食料等の非常用品の備蓄等による従業員や顧客の安全確保等の各種対策を行う必要があります。

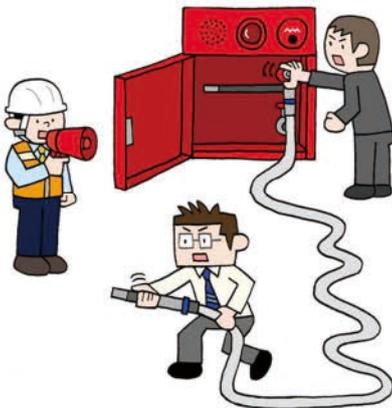
事業所が実施する主な対策内容

- 「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、事業所防災計画及び事業継続計画等の計画に反映する。さらに、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記する。
- 社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄(従業員の3日間が目安)等による従業員や顧客の安全確保対策及び安否確認体制を整備する。
- 重要業務継続のための事業継続計画を策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保及び迅速な安否確認等の事前対策を推進する。
- 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、

事業所が実施する主な対策内容

緊急地震速報受信装置等の活用を積極的に図るよう努める。

- 組織力を活用した地域活動への参加や帰宅困難者対策の確立等、地域社会の安全性向上対策を実施する。
- 東京商工会議所や東京経営者協会等、横断的組織を通じた災害時の地域貢献を促進する。
- 要配慮者利用施設においては、社会福祉法等関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。
- 法令に規定された防火管理者や防災管理者、危険物取扱者が、実効性のある防災訓練等を積極的に実施する。



第2章 安全な都市づくりの実現

1. 現状及び課題

計画 P50

都の被害想定では、木造住宅密集地域を中心に、建物の倒壊や地震火災の被害が発生するとされています。

また、区内には、建築基準法における新耐震基準(昭和 56 年6月施行)以前に建設された建築物が多数あることに加え、十分な安全性が確保されていないブロック塀等は、大地震の際に倒壊のおそれがあります。

地震による被害を抑えるため、建築物の耐震化・不燃化、崖等の整備を促進していく必要があります。また、震災時の同時多発火災及び市街地大火に対応するため、消火器の設置や可搬式動力ポンプの配備等の各種対策を推進していくことにより、初期消火体制の強化を図っていく必要があります。

2. 具体的な取組

(1) 防災都市づくり

計画 P50

老朽木造住宅が密集している地域においては、建物の倒壊による人的被害や避難路の遮断及び同時多発火災が発生する危険性が高く、延焼による火災の被害が拡大するおそれがあるのに加え、細街路も多く、緊急車両が進入できる道路が不足しているため、救助・消防活動が困難となる可能性があります。

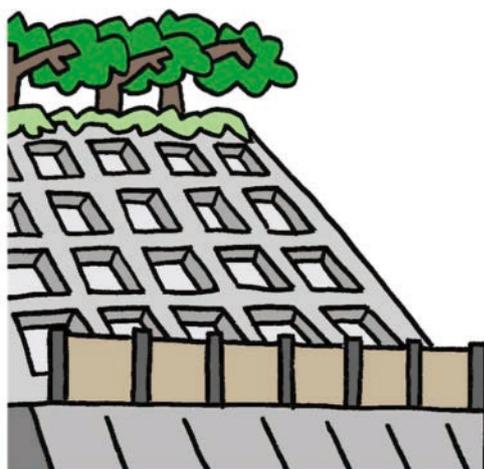
区は、このような木造住宅密集地域の環境改善を目指すほか、火災の延焼防止及び遅延効果に加え、避難場所等としてのスペースとして活用できる公園・児童遊園の整備拡充等を図ります。

(2) 崖・擁壁・ブロック塀等の崩壊防止

計画 P53

崖・擁壁・ブロック塀の所有者等は、その責任において自主的に管理し、かつ、安全に維持するよう努めなければなりません。

区は、土砂災害特別警戒区域が指定された原因となる崖・擁壁の所有者に対して、維持管理に関する普及啓発を図るほか、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に指定された原因となる崖・擁壁の実態調査を定期的に行うなど各種対策を実施します。



(3) 土砂災害防止法に基づくソフト対策

計画 P53

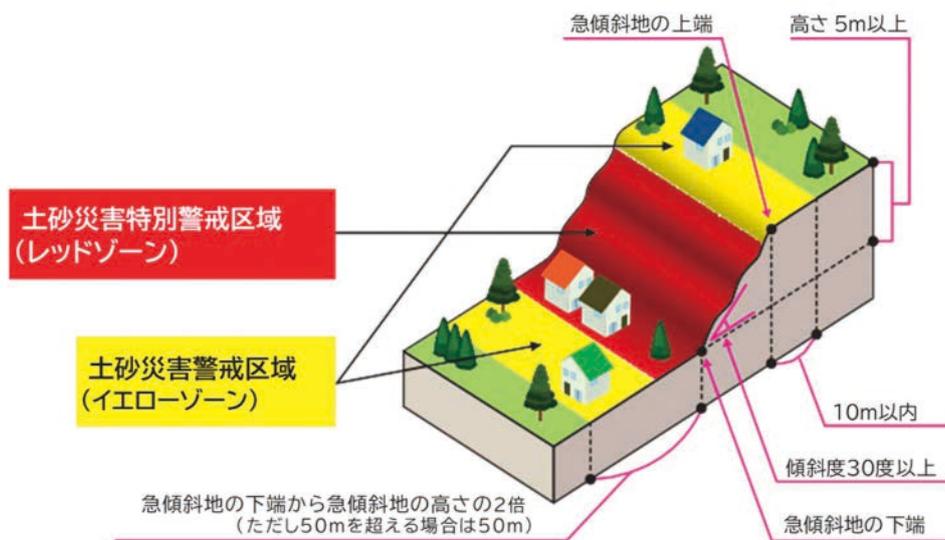
区は、土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域について、区民等に情報提供を行うとともに、避難情報等について周知徹底を図ります。

○土砂災害警戒区域(イエローゾーン) 区内 106 か所

土砂災害が発生した場合、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

○土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン) 区内63か所

「土砂災害警戒区域(イエローゾーン)」のうち、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域



(4) 建築物の耐震化の促進 計画 P53

区は、令和元年度の耐震化率の状況等を踏まえ、令和3年3月に文京区耐震改修促進計画を改定し、対象建築物の種類ごとにおける令和5年度末及び令和7年度末の目標値を定め、耐震診断・耐震改修等の助成制度を活用し、住宅及び建築物の耐震化を促進しています。

建築物の耐震化について、チラシ等の作成・配布や専門家による相談会等の開催、耐震化アドバイザーの派遣、戸別訪問等により、意識啓発に努めます。

(5) 初期消火体制の強化 計画 P59

区は、街頭や主要道路に消火器を設置するほか、区民防災組織に可搬式動力ポンプを貸与するなど、地域における初期消火体制の強化を図ります。



第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

1. 現状及び課題

計画 P74

道路や鉄道といった交通関連施設は、都市の活動を支える基盤として重要な役割を担っており、人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行い、区民の生命を守るため、発災時においてもその機能を確保することが重要です。

また、発災後の区民の暮らしを支え、都市機能を維持するためには、上下水道をはじめとした各種ライフラインの機能を確保するとともに、こうした施設を機能させるため、電力等のエネルギーの確保が不可欠です。

これらを踏まえ、区民生活や都市機能を支える交通ネットワークやライフライン、エネルギー（電力）等の確保を推進していく必要があります。

2. 具体的な取組

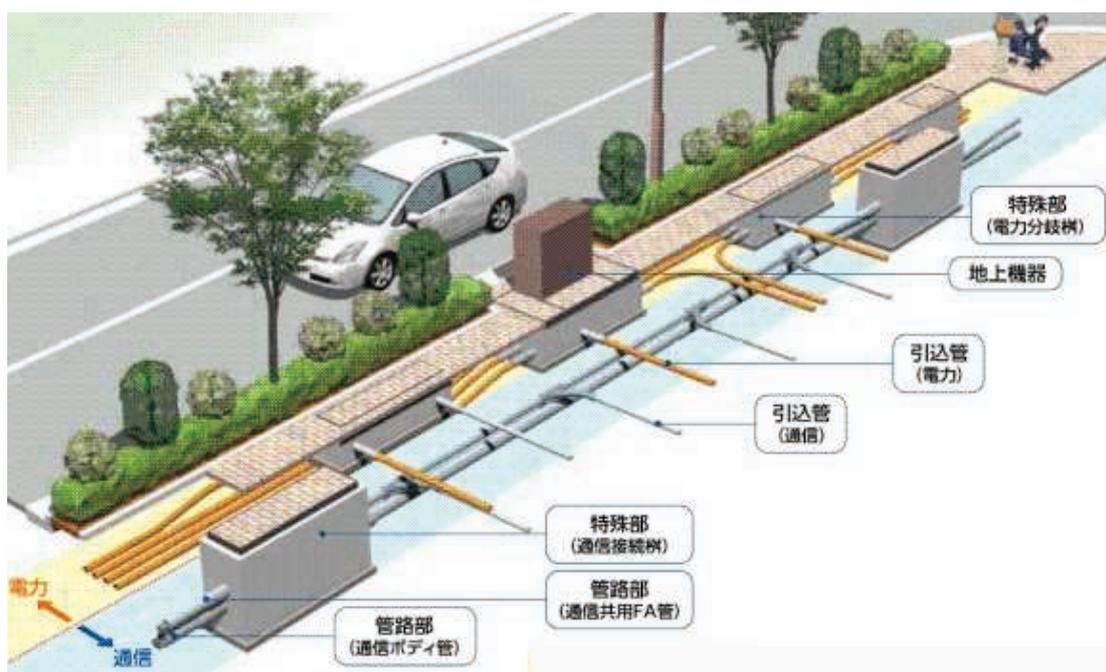
(1) 道路・橋梁等

計画 P74

区は、歩車道の分離及び危険防止対策の実施等の道路の整備を行うほか、橋梁の整備や無電柱化の推進等を行います。

また、災害時における円滑な緊急車両等の通行のため、関係機関と連携し、年1回以上の連絡調整会議の実施や必要に応じたマニュアルの見直しなどにより、緊急道路障害物除去体制の整備を図ります。

さらに、首都高速道路においても、ロッキング橋梁等を有する橋梁の耐震補強の推進や道路構造物、管理施設等の定期点検等の対策を行います。



東京都建設局、「無電柱化のしくみ」

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/road/kanri/gaiyo/chichuka/mudentyuuka-3.html>

(2) 鉄道施設 計画 P76

都営地下鉄や東京地下鉄は、環境条件の変化によって生ずる危険箇所等を発見するため、定期又は必要に応じて随時に点検を実施していくほか、施設の補修、補強等や防災訓練を実施していきます。

(3) ライフライン関係施設（水道・下水道・電気・ガス・通信） 計画 P77

各ライフライン関係施設は、施設の耐震化等の各種対策を推進することにより、災害時におけるライフラインの確保を図ります。

また、区は、下水道等の被害に備え、公共施設の改築等の機会を捉えて、マンホールトイレ等の設置を検討します。

文京区の被害想定(ライフライン関係)

ライフライン	都心南部直下地震	多摩東部直下地震
電力(停電率)	5.2%	4.0%
通信(不通率)	0.5%	0.5%
上水道(断水率)	25.3%	27.2%
下水道(管きよ被害率)	3.3%	3.3%
ガス(供給停止率)	0.0%	0.0%

(4) エネルギーの確保 計画 P81

区は、文京シビックセンターや避難所となる区立小中学校における非常用発電機の整備や、公共施設での太陽光発電設備の導入の推進、燃料等の確保に向けた事業者との新たな協定締結の推進等により、災害時におけるエネルギーの確保を図ります。

○備蓄について

避難所では、災害時におけるエネルギーの確保のため、発電機や蓄電池等も備蓄しています。



発電機



蓄電池



太陽光ソーラーパネル

第4章 応急対応力の強化

1. 現状及び課題

計画 P95

大規模な震災が発生した場合、発災直後の迅速かつ的確な初動対応が多くの命を救うことにつながります。そのため、区においては、被害の状況に応じて機動的な対応がとれるような態勢強化を図るとともに、震災時においても都をはじめとした各防災関係機関との迅速かつ円滑な連携ができる体制を構築しています。

引き続き、区の応急対応力の強化を図るとともに、防災訓練等を通じて、各防災関係機関との連携体制の強化を図っていく必要があります。

2. 具体的な取組

(1) 訓練等を通じた職員防災対応力の向上

計画 P96

区は、災害時に職員が迅速かつ的確に応急対応業務を遂行できるよう、定期的に災害情報システムを活用した災害対策本部の運用訓練や職員防災研修、普通救命講習、無線通信訓練、避難所の開設訓練等を実施します。

また、大規模災害発生後の初動態勢の強化を図るため、災対各部の個別訓練や防災職員住宅の入居職員に対する訓練に加え、応急対策における様々な課題を想定した訓練を実施します。

(2) 総合防災訓練の実施

計画 P96

区は、区民や区民防災組織、消防署、警察署等、様々な防災関係機関等の参加を勧奨し、実効性のある総合的な訓練を実施します。これにより、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立し、地域防災計画の内容の充実と防災意識の高揚を図ります。

○避難所総合訓練

区内を、4ブロックに編成し、各ブロック内で、年1回、1か所の避難所を訓練会場として、避難所開設キットを使用した避難所開設・運営訓練や宿泊型の訓練を実施するほか、各避難所の課題を踏まえ、避難所運営協議会がより主体的に取り組めるような訓練を実施します。



○防災フェスタ

区民等の防災意識の啓発を図るとともに、発災時において区及び防災関係機関が協力し、円滑かつ的確に災害対策活動が行えるよう、一斉防災(危険回避)訓練や観覧型訓練、体験型訓練等の総合的で実践的な防災訓練を実施します。



(3) 業務継続体制の確保 計画 P97

区は、大規模災害が発生した際に、区の行政機能が低下した場合であっても、区民の生命、生活及び財産を保護し、社会経済活動を維持するために、優先して実施する業務を明確にするとともに、必要な資源の確保や業務の実施体制を定め、業務の継続又は早期再開につなげることを目的として、文京区事業継続計画を策定しています。

今後も、大規模災害の教訓や防災関係計画等の改定内容を踏まえ、必要に応じて、見直しを行います。

(4) 消火・救助・救急活動体制の整備 計画 P98

ア 警察署

警察署は、災害時に必要な装備資器材の充実強化を図り、効果的に資器材を活用した迅速・的確・安全な救出救助活動体制を整備するほか、緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化等の対策を行います。

イ 消防署

消防署は、平常時の消防力を地震時においても最大限有効活用するため、過去の主な震災における地震被害状況や活動状況を踏まえた各種の計画等を策定し、震災図上訓練、震災実動訓練及び総合震災消防訓練を実施し、有事即応体制を強化するほか、消火活動、救助活動及び救急活動に有効な資器材を整備するなどの対策を行います。

(5) 広域連携体制の構築 計画 P99

ア 相互応援協定等の締結

区は、災害時において、他の地方公共団体や事業者等から円滑な協力が得られるよう、協定の締結を促進し、広域的かつ多様な協力体制の構築を図ります。

また、協定を締結する他の地方公共団体や事業者等とは、平常時から定期的な連絡会等を通じて顔の見える関係づくりに努めるとともに、広域的な避難体制等、災害の規模に応じた適切な支援要請ができるよう、連携体制の構築を図ります。

イ 災害時受援応援計画の策定

区は、大規模災害が発生した際に、救助や避難誘導、物資供給、施設復旧等、膨大な業務を行わなければなりません。しかし、ライフラインや庁舎が被災し、行政機能の低下が想定される中で、区職員や避難所運営協議会のみで全てに対応することは困難であるため、国や都等の応援を、迅速かつ効果的に活用するため、文京区災害時受援応援計画を令和3年3月に策定しました。

引き続き、災害時受援応援計画に基づき、災害時における人的・物的支援を円滑に受け入れる体制の構築を図ります。

区では、区内で震度5弱以上の地震が発生した場合、区内に大規模な災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれのある場合に、区長を本部長とする災害対策本部(臨時災害対策本部)を文京シビックセンターに設置します。

区立小・中学校等の避難所では、事前に定められた職員が参集し、学校関係者や地域住民と協力して避難所の開設作業を行います。本部では、警察署や消防署、ライフライン関係機関等と連携し、区内の被害状況の把握や避難情報等の発信をはじめとした、多くの災害対応業務に従事していくこととなります。

災害時には、行政自身も被災することで、マンパワーの不足や行政機能が麻痺し、全ての被災者を迅速に支援することが困難となる場合があります。そのため、食料や飲料水、災害用トイレの備蓄をはじめ、様々な災害対策を実施し、いざというときに自分の身は自分で守り(自助)、地域住民で助け合えるよう(共助)、常日頃から準備しておくようにしましょう。

第5章 情報収集態勢の確立及び情報通信体制の強化

1. 現状及び課題 計画 P118

区の被災状況等の災害関連情報は、防災関係機関による応急対策等の具体的な活動を展開する上で欠かせない情報であり、区内で収集された災害関連情報を防災関係機関や区民等に迅速かつ的確に伝達するためには、災害時に機能する通信網を確保していくことが重要です。

災害時において、区の災害関連情報の迅速かつ的確な収集態勢の確立と収集した情報の伝達に資する情報通信体制の強化を図っていく必要があります。

2. 具体的な取組

(1) 区の通信連絡体制の整備 計画 P118

区は、災害時における情報収集・伝達手段として、防災行政無線や高所カメラ、地震計等の機器を整備しています。

また、災害時における情報の収集・伝達、避難所の開設・運営状況の管理等の災害対策活動を円滑に実施するため、令和4年4月に災害情報システムの更新を行いました。

さらに、災害時における被害情報収集手段として、ドローンの活用を検討するなど、情報収集体制の充実を図るとともに、都との連携等により衛星通信機器を配備し、災害時におけるインターネット通信環境の確保に努めます。

(2) 区民等への情報提供体制の整備 計画 P120

区は、防災行政無線設置の難聴エリアを解消するため、音達調査や試験放送等で得られた結果を基に、屋外スピーカーや戸別受信機の整備を行っていくほか、新たに建設する一定規模以上の中高層建築物への防災行政無線設置の協力を求めています。

また、災害時における避難情報等は、防災ポータルや防災アプリ等を活用して提供しますが、今後も、災害情報の伝達手段等を適宜見直し、区民等が容易に情報を入手しやすい環境の整備を図るとともに、防災訓練や防災教室等の機会の活用や、パンフレットの配布等の様々な手段を用いて、情報伝達手段の周知を行います。

設置形態	設置数	設置場所
屋外スピーカー	94か所	公園、児童遊園、学校、地域活動センター等
戸別受信機	約470か所	町会・自治会、警察署、消防署、学校等



(3) 安否確認手段の周知・啓発 計画 P121

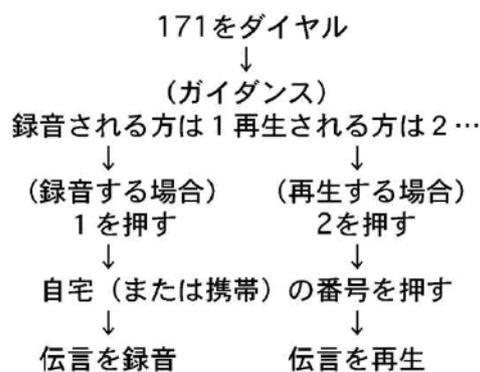
区は、個人の安否確認手段として、「災害用伝言ダイヤル171」や携帯電話の「災害用伝言板」等の周知・啓発を図ります。

○災害用伝言ダイヤル171

災害時には、電話の規制が行われることが考えられます。その際の安否確認手段として、NTT や携帯電話各社が災害時に提供するサービスがあります。いざというときに備え、使い方を覚えておきましょう。



災害用伝言ダイヤルの使い方



○災害用伝言板

携帯電話やスマートフォン、パソコンで安否情報等のメッセージの登録や確認ができるサービスです。詳細は、ご契約中の携帯電話各社にお問合せください。

第6章 医療救護・保健等対策

1. 現状及び課題

計画 P129

震災時には、家屋やブロック塀の倒壊、火災、崖崩れなどにより、多数の負傷者が発生することが想定されるため、災害発生直後から多数の負傷者に対し、迅速に医療救護活動を行わなければなりません。

そのため、区や防災関係機関同士で密に連携を図り、発災時における初動医療体制を確立するとともに、医薬品・医療資器材の確保、遺体の取扱いに関する体制整備を推進していく必要があります。

2. 具体的な取組

(1) 初動医療体制の整備

計画 P129

区は、日頃から、医療対策拠点、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び区内医療機関等と密に連携を図ることで、災害時における円滑な情報連絡体制を構築するほか、災害時における避難所への医師等の派遣体制の整備、医療救護活動マニュアルに基づいた定期的な医療救護活動訓練の実施等により、初動医療体制の整備を行います。



発災後は、医師会等から各避難所に医師や看護師等が派遣され、避難所医療救護所が開設されます。避難所医療救護所では、傷病者に対するトリアージをはじめ、傷病者に対する応急措置及び医療、調剤・服薬指導等が行われます。

また、区で保健活動班を編成し、避難所での巡回活動を実施することで、被災者の健康管理やメンタルヘルスケア等を行います。

(2) 医薬品・医療資器材の確保

計画 P130

区は、小石川医師会、文京区医師会、小石川歯科医師会、文京区歯科医師会、文京区薬剤師会等と連携し、発災から3日間で必要な量を目安として、医療救護所等で使用する医薬品及び医療資器材を備蓄しています。また、文京シビックセンター健康センターで歯科セットを備蓄しています。

備蓄している医薬品及び医療資器材について、関係機関からの意見を踏まえながら、適正な更新及び管理を行っていきます。

さらに、災害薬事センターで活動する文京区薬剤師会と連携して、災害薬事センターの運営方法や役割分担等を協議することにより、円滑な医薬品等供給体制を構築します。

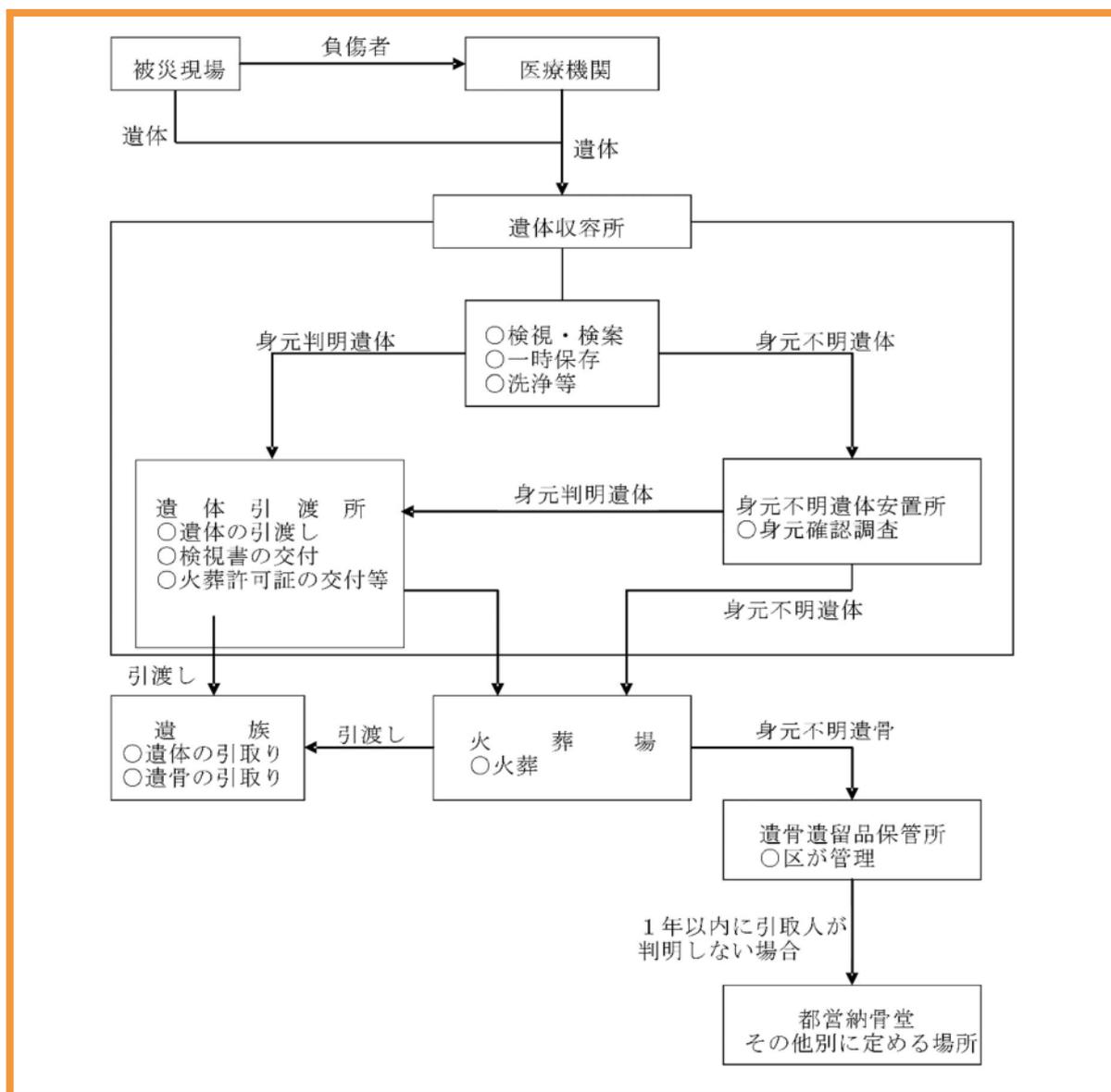
(3) 遺体の取扱い 計画 P130

区は、警察署や遺体収容所に指定している施設管理者等と遺体収容所の運営等に関する次の事項を協議します。

なお、遺体収容所となる施設は、屋内施設であることや、避難所や医療救護所等の他の用途と競合等の条件を考慮した上で、指定します。

協議事項
○遺体収容所の管理者の指定等の管理全般に関する事項
○行方不明者の捜索及び遺体搬送に関する事項
○検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
○遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項

【災害時における遺体取扱いの流れ】



第7章 帰宅困難者対策

1. 現状及び課題 計画 P143

大規模な地震が発生した場合、通勤・通学者、買い物客等の帰宅困難者が多数発生し、大きな混乱が予測されます。都の被害想定では、東京都全体で約 453 万人の帰宅困難者の発生が想定されており、文京区では約 14 万人の帰宅困難者が発生すると予測されていますが、この帰宅困難者対策は、行政エリアを超え、かつ、多岐にわたる分野に課題が及んでいることから、行政機関、事業者、外出者等、社会全体で対策を進めていく必要があります。

区においても、事業者による一斉帰宅の抑制や関係機関と連携した駅前滞留者の分散帰宅等、帰宅困難者の発生抑制に取り組むとともに、帰宅困難者の一時滞在施設の更なる確保と的確な運営に向け、受入施設の事業者等との連携を促進する必要があります。

2. 具体的な取組

(1) 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知 計画 P143

ア 区

区は、区民、区内の事業者、大学、駅、集客施設等に対して、従業員等の施設内待機や物資の備蓄等について、都と連携を図り、区ホームページや防災啓発資料等で周知を行います。

また、都が実施する事業所防災リーダー制度等について、都と連携した周知を行うとともに、駅前滞留者対策協議会の設置や帰宅困難者用物資の備蓄を行います。

○東京都帰宅困難者条例

首都直下地震等大規模災害が発生し、鉄道等の公共交通機関が当分の間、復旧の見通しがないうち、多くの人が帰宅を開始しようとするれば、火災や建物倒壊等により、自ら危険にさらされるだけでなく、発災後に優先して実施しなければならない救助・救援活動等に支障が生じる可能性があります。

こうしたことから都は、「自助」、「共助」、「公助」の考え方にに基づき、帰宅困難者対策を総合的に推進する条例を平成 24 年 3 月に制定し、平成 25 年 4 月に施行しました。

イ 警察署

駅前滞留者対策協議会等に対して、計画の策定や広報及び誘導要領等の作成に関し、助言するとともに、駅前滞留者対策協議会等と連携した訓練を実施します。また、地域版パートナーシップを活用した広報・啓発活動を推進します。

ウ 消防署

事業所における事業所防災計画の作成状況を確認するとともに、作成に関する指導を実施します。
また、区内の駅前滞留者対策協議会等に対して指導及び助言を実施します。

エ 事業者

「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、従業員等の施設内待機に係る計画の策定や、従業員等が事業者等の施設内に一定期間待機するため、3日間の水、食料、生活用品等の備蓄等の対策を行います。

オ 集客施設及び駅の事業者

「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、テナントビルの場合や事業者が存在する複合ビルの場合は、ビルの施設管理者や他の事業者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、役割分担を取り決めます。

また、施設内待機計画に係る計画を従業員等に周知するなどの対策を行います。

カ 学校等

学校危機管理マニュアル等に基づくとともに、必要に応じて、災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック等を参考にし、保護者等との連絡体制を平常時から整備し、発災時には、児童・生徒等を学校内又は他の安全な場所に待機させるとともに、保護者への引渡しまでの間に必要な食料等を配備するなど、児童・生徒等の安全確保のために必要な対策を講じます。

○駅前滞留者対策協議会

駅周辺に多くの滞留者が発生した場合に備え、区、所轄の警察署・消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする駅前滞留者対策協議会を設置し、災害時の防災関係機関の役割や地域の行動ルールを定め、混乱を防止する体制づくりを行います。

(2) 一時滞在施設の確保及び運営の支援 計画 P146

区は、区有施設のうち、帰宅困難者を受け入れることが可能な施設を一時滞在施設に指定しています。

また、大規模集客施設や民間施設を所有する区内事業者に協力を要請し、一時滞在施設の提供に関する協定の締結を推進するとともに、協定事業者等と相互に連携し、帰宅困難者の避難誘導や受入れを想定した避難者受入訓練等を実施することで、帰宅困難者対策を推進していきます。



第8章 避難者対策

1. 現状及び課題

計画 P156

都の被害想定では、文京区の避難所生活者数は26,000人を超え、区の人口の約11%に当たります。

区では、自宅の損傷や倒壊の危険性が少ない場合の避難行動として「在宅避難」を呼びかけています。令和6年能登半島地震では、上下水道等の生活インフラが大きな被害を受けたことも踏まえ、災害においても可能な限り在宅生活が維持できるよう、区民一人ひとりの備蓄を推進する必要があります。

一方、避難所は、災害時に自宅が倒壊又はそのおそれがある等の被害を受けた被災者の生活場所となることから、避難所の環境は、可能な限り日常に近い生活を送ることができるように整備することが求められます。

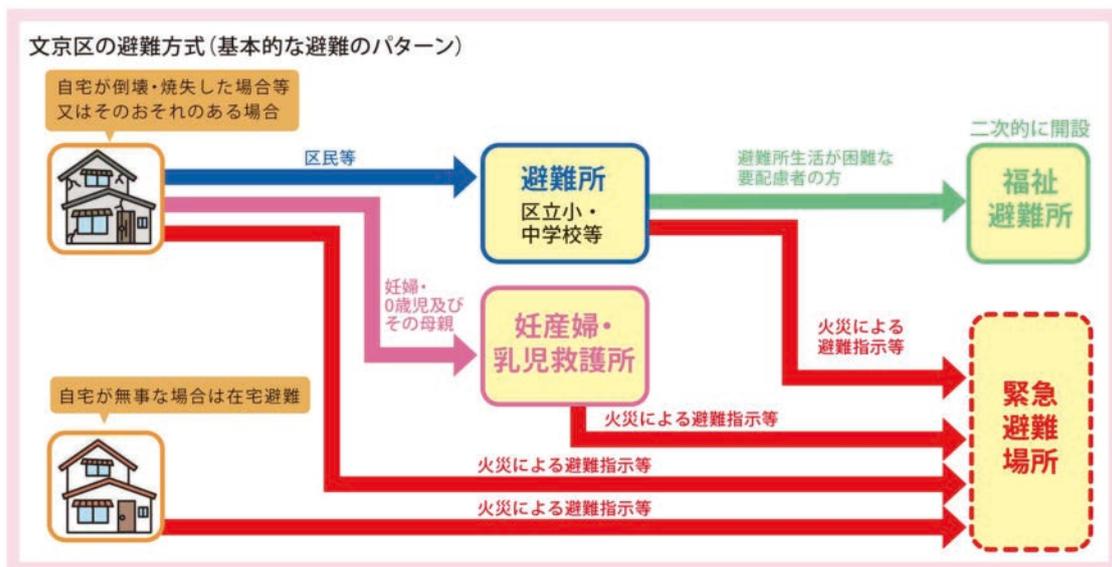
さらに、災害時において避難行動要支援者が適切な避難行動がとれるよう、関係機関と連携の上、避難支援体制の整備を推進していく必要があります。

2. 具体的な取組

(1) 在宅避難の推進

計画 P156

在宅避難は、災害時でも慣れ親しんだ自宅で安心して生活できるとともに、避難所等への避難者を最小限にとどめることで、避難所の不足や避難所での感染症リスクを軽減することにもつながります。区は、日頃から、区民等に対して、在宅避難の周知啓発に取り組むとともに、各家庭での備蓄やライフライン機能の確保等、対策強化を図ります。



避難所では、避難スペースや物資の不足、衛生環境の悪化による感染症リスク等、様々な課題が発生する可能性があります。

そのため、自宅の損傷が少ない場合は、在宅避難をしましょう！

(2) 避難行動要支援者対策 計画 P157

ア 避難行動要支援者名簿の整備

区は、平常時から、登録希望者を対象とした避難行動要支援者名簿を整備しています。避難行動要支援者名簿のうち、同意方式名簿については、避難支援等関係者へ提供しています。

○ 避難行動要支援者名簿の種類

種類	内容
関係機関共有方式名簿	区が定めた避難行動要支援者及び一定の条件の下、名簿掲載を希望した者が掲載された名簿
同意方式名簿	関係機関共有方式名簿に掲載された者のうち、平常時から区民防災組織等に情報提供することに同意した者のみ掲載された名簿

○ 避難行動要支援者の範囲

種類	内容
要介護者	要介護 3～5
障害者(児)	○身体障害者手帳 上肢1～2級、下肢1～2級、体幹1～3級、視覚障害1～2級、聴覚2級 ○愛の手帳 1～3度 ○精神障害者保健福祉手帳 1級
難病患者	難病医療費受給者(日常生活全介助者)
いずれかに該当する者で、名簿掲載を希望する者(上記で指定された者以外)	○65歳以上の単身世帯 ○65歳以上の高齢者のみ世帯 ○要介護・要支援認定者 ○身体障害者手帳、愛の手帳所持者又は精神障害者保健福祉手帳所持者 ○難病医療費受給者
その他、区長が必要と認めた者	

○ 避難支援等関係者の範囲

○区民防災組織(町会・自治会)	○民生委員・児童委員	○福祉サービス提供事業者
○文京区社会福祉協議会	○区の福祉関係事業受託事業者	○警察署、消防署
○安否確認者		

イ 個別避難計画の作成

災害発生時において、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、避難所等での生活支援を的確に行うため、同意方式名簿の避難行動要支援者一人ひとりに対して、個別避難計画を作成しています。

なお、同意方式名簿に同意していない避難行動要支援者についても、個別避難計画の作成を行うことによる情報収集把握は災害時に有効であることから、今後、作成収集方法や同意方式の情報提供範囲等について検討を進めていきます。

ウ 避難行動要支援者訓練の実施

区は、避難支援関係者等が連携して、避難行動要支援者名簿を活用した安否確認訓練等を実施し、安否確認態勢の検証及び改善を図るとともに、地域防災行動力の向上に努めていきます。



(3) 避難所等の整備 計画 P163

区は、避難所となる区立小中学校等において、バリアフリー整備等による避難所機能の向上を図ります。また、高齢者や障害者等の要配慮者に対応した物資や感染症対策に必要な物資等を備蓄するほか、避難所運営協議会に女性等の役員の参加を促すなど、意思決定の場への女性等の参画を推進し、男女双方の視点や子ども、LGBTQ等当事者に配慮した避難所運営を行うなど、各種対策を推進していきます。

福祉避難所や妊産婦・乳児救護所においても、必要な物資の備蓄や開設・運営にかかるマニュアルの整備、訓練の実施等を行います。

○避難所運営協議会

避難所ごとに避難所運営協議会を設置し、災害時における様々な状況を想定しながら、事前に避難所を開設・運営するために必要なルール等を検討する組織です。

区では、避難所開設・運営に係る訓練経費の助成等を行っています。



(4) 愛護動物の同行避難の体制整備 計画 P169

区は、愛護動物の同行避難の体制整備について、以下の整備を行います。

整備内容

- 都、都獣医師会等と連携した同行避難の体制づくり
- 都及び関係団体が行う動物救護活動への協力体制の整備
- 動物の飼養場所確保のために必要なペットサークル等を避難所に備蓄
- 避難所の環境に応じて、避難所内又は近接した場所に動物飼育場所を確保
- 飼い主に対して、避難所へのペットの同行避難についての周知
- 避難所での生活を想定した日頃からのしつけについての啓発

第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進

1. 現状及び課題

計画 P182

災害により平常時の市場流通機能が被害を受けた場合でも、避難者の生命を守るため、食料、水、生活必需品を確保するとともに、その物資を迅速かつ的確に避難者へ供給することが重要です。また、過去の災害では、地域内輸送拠点で受け入れた支援物資の非効率な荷さばきや仕分け作業、ノウハウの欠如等から避難所に支援物資が配送されない事態が度々発生しています。

これらを踏まえ、物資の備蓄や調達手段の確保、地域内輸送拠点の開設・運営体制の整備等の各種対策を推進していく必要があります。

2. 具体的な取組

(1) 食料、水、生活必需品等の確保

計画 P182

区は、災害時に避難所等の避難者に物資を提供できるよう、都と連携し、発災後3日間の物資の確保に努めるとともに、高齢者や障害者等の要配慮者に対応した物資や感染症対策を踏まえた物資、食物アレルギーにも対応した食品等の確保に努めます。

また、食料等の品質及び良好な保管体制を確保するため、点検整備を行うとともに、食料等の不足に備え、事業者や団体等と協定を締結し、多様な調達ルート確保に努めます。

避難所には、避難者が一時的に生活できるよう様々な物資を備蓄していますが、原則として、自宅の損傷が少ない場合は、在宅避難を推奨しています。

そのため、各家庭で1週間分(最低3日分)の食料や飲料水、トイレ等を備蓄し、在宅避難に備えておきましょう。

また、備蓄の際には、ローリングストック法(普段食べる米やレトルト食品等を多めに買って置き、消費したらその分を補充することで、常に一定量を備蓄しておく方法)を活用しましょう。



(2) 地域内輸送拠点の整備 計画P185

区は、国や都から搬入される緊急支援物資の管理を適切に行うため、あらかじめ地域内輸送拠点のレイアウトを決定しておくとともに、緊急支援物資の搬入・搬出に当たっては、東京都トラック協会文京支部の支援により、物流コーディネーターの派遣を受け、避難所への支援物資を円滑に配送する体制を構築します。

区では、文京シビックセンター、文京スポーツセンター及び文京総合体育館を地域内輸送拠点の候補施設として指定しています。



第10章 住民の生活の早期再建

1. 現状及び課題 計画 P193

大規模な震災が発生した場合は、被災後の全ての生活再建支援の手続の基礎となる「被災証明書」の発行手続や、震災に伴い発生する大量の災害廃棄物への対応等を迅速かつ的確に実施していくことが重要となります。また、被災者の生活再建に必要な情報等を的確に提供していくとともに、災害ケースマネジメントの考え方にに基づき、支援を必要とする被災者に対して、関係機関が連携して被災者自らの意思決定によって生活再建に取り組むことができるよう、様々な支援制度を活用し、見守りや継続した相談等の伴走型の支援体制を構築していきます。

2. 具体的な取組

(1) 応急危険度判定実施体制の整備 計画 P193

区は、余震等による被災建築物の倒壊や落下物等による二次災害を防止するため、迅速かつ的確に応急危険度判定を実施できるよう、マニュアルの作成や人員の確保等の体制整備を図ります。

(2) 被災宅地危険度判定実施体制の整備 計画 P193

区は、宅地の危険度を判定し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、二次災害の防止を図るため、被災宅地危険度判定の体制整備を図ります。

(3) 「被災証明書」交付に向けた実施体制の整備 計画 P193

区は、住家被害認定調査や「被災証明書」の交付事務手続等に関する職員研修や訓練を実施するほか、消防署等の関係団体との連携を図り、「被災証明書」交付に向けた実施体制を整備します。

○住家被害認定調査

自然災害により被災した住宅の被害について、「全壊」や「半壊」といった程度を判定し、主に公的支援を受けるための基礎資料となる「被災証明書」を発行するための調査



(4) 災害ケースマネジメントによる被災者支援の整備 計画 P194

区は、被害のあった地域の実情及び被災者の個別な事情や状況等に応じた災害ケースマネジメント等の被災者支援の仕組みを整備します。

○災害ケースマネジメント

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組

(5) 災害廃棄物処理体制の構築 計画 P194

区は、収集した災害廃棄物の仮置き場の候補地の確保等について検討するとともに、災害時に必要な資機材等の検討など、災害廃棄物処理体制を構築します。

災害時には、普段生活している際に出る生活ごみに加え、災害により生じるごみ(被災した住宅の壊れた家具や家電など)が出るため、一度に大量のごみが出ます。一日も早い復旧・復興のためには、災害で出たごみを分別して、正しく処理することが不可欠です。

※災害時のごみの出し方については、「災害時のごみの出し方ガイドブック」を参照

第3編 風水害対策

1. 具体的な取組

(1) 水防災監視システム等の整備 計画 P224

区では、水防対策として、水防災監視システムの運用により、神田川の水位情報や区内の雨量情報を収集しています。

システムで収集した情報は、防災ポータルや防災アプリ、区ホームページ等を通じて、広く区民等に周知します。

また、水防災監視システム等で把握した情報を総合的に判断し、適切な対策がとれるよう、機器の操作マニュアルを作成するほか、関係部署の職員に対し、システムの取扱方法の研修等を行います。

【雨量局設置場所】

No	雨量局	設置場所
1	大塚児童館	大塚六丁目22番19号
2	第一中学校	小石川五丁目8番9号
3	駕籠町小学校	本駒込二丁目29番6号
4	保健サービスセンター本郷支所	千駄木五丁目20番18号
5	柳町小学校	小石川一丁目23番16号
6	文京総合福祉センター	小日向二丁目16番15号

【水位計設置場所】

No	雨量局	設置場所
1	一休橋	関口一丁目25番
2	華水橋	水道二丁目9番
3	白鳥橋	新宿区新小川町七丁目17番
4	隆慶橋	後楽二丁目3番
5	飯田橋	後楽一丁目2番

(2) 土砂災害対策等の意識啓発 計画 P227、229、231

区は、区内における土砂災害警戒区域及び特別警戒区域のほか、神田川、荒川の氾濫及び下水道の溢水により浸水が想定される区域や浸水深、避難所や避難情報等を掲載した各ハザードマップを作成し、区民等に広く周知することで、土砂災害対策や浸水対策等への意識啓発を図ります。

震度5弱以上の地震が発生した場合は、33か所の避難所が開設されますが、水害時・土砂災害時に開設される避難所は、13か所となります。

日頃から、ハザードマップを確認し、区内の浸水想定区域や浸水深、土砂災害警戒区域等の危険なエリアを把握するとともに、東京マイ・タイムライン等を活用し、避難に備えた行動をあらかじめ決めておき、いざというときに慌てることがないように準備しておきましょう。

【水害時・土砂災害時の避難所】

No	避難所名	所在地
1	林町小学校	千石二丁目36番3号
2	青柳小学校	大塚五丁目40番18号
3	小日向台町小学校	小日向二丁目3番8号
4	湯島小学校	湯島二丁目28番14号
5	誠之小学校	西方二丁目14番6号
6	第一中学校	小石川五丁目8番9号
7	第三中学校	春日一丁目9番31号
8	第六中学校	向丘一丁目2番2号
9	文林中学校	千駄木五丁目25番10号
10	茗台中学校	春日二丁目9番5号
11	本郷台中学校	本郷二丁目38番23号
12	音羽中学校	大塚一丁目9番24号
13	目白台交流館(目白台総合センター内)	目白台三丁目18番7号

※避難所のほかに、風水害時において、指定された避難所への避難が困難な場合、又は雨の降り方や浸水状況により身の危険を感じた場合の緊急的な避難所として、垂直避難場所があります。詳細は、区ホームページ又はハザードマップを確認しましょう。

(3) 要配慮者利用施設への支援

計画 P227、228、230

区は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、施設の避難体制の構築を図るため、避難確保計画の策定及び計画に基づいた訓練の実施を支援していきます。



(4) 自助による区民の防災力の向上

計画 P236

区民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する必要があります。

区民が実施する必要のある防災対策

- 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとる。
- 早期避難の重要性を理解しておく。
- 日頃から天気予報や気象情報等に関心を持ち、よく出される気象注意報等や、被害状況等を覚えておく。
- 区が作成するハザードマップ等で自分の住む地域の地理的特徴や住宅の条件等を把握し、適切な対策を講じる。
- 貴重品や生活必需品、飲料水、保存食、衣料品、携帯ラジオ等の非常持出用品及び雨具やヘルメット等の避難用具の準備をしておく。
- 買い物や片付け、ローリングストックなど、日頃の暮らしの中でできる災害への備えを実施する。
- 災害による道路寸断等で孤立する可能性に備えて、普段から備蓄を心掛ける。
- 台風等が近づいたときの対策や避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 風水害の予報が出た場合、安全な場所にいる際は避難所に行く必要がなく、むやみな外出を控えたり、又は危険が想定されれば事前に安全な親戚・知人宅等に避難するなど、必要な対策を講じる。
- 「東京マイ・タイムライン」等を活用し、避難先・経路や避難のタイミング等、あらかじめ風水害時の防災行動を決めておく。
- 都や区、国がインターネットやスマートフォン等に配信する、雨量、河川水位情報及び河川監視画像を確認する。
- 気象情報や区の避難情報等をこまめに確認し、適切な避難行動をとる。
- 都や区が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- 町会・自治会等が行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりを取り除くなど、水害対策を協力して行う。
- 避難行動要支援者がいる家庭では、区の定める要件に従い、差し支えがない限り、区が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供に同意し、安否確認者を指定して円滑かつ迅速な避難に備える。

第4編 南海トラフ地震等防災対策

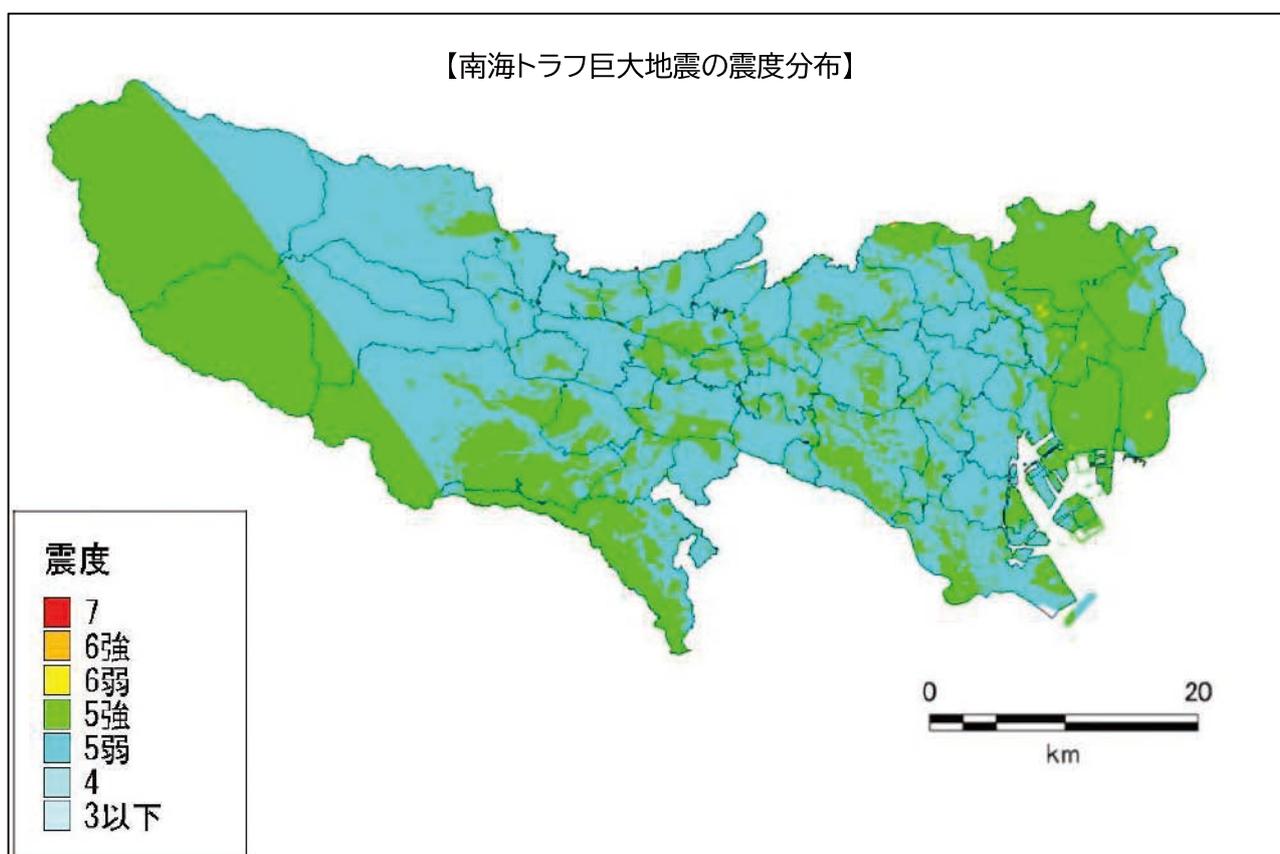
1. 対策の目的 計画 P273

南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行い、気象庁は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、南海トラフ地震臨時情報や南海トラフ地震関連解説情報を発表します(この二つの情報を合わせて南海トラフ地震に関連する情報と呼びます。)

区では、南海トラフ地震等防災対策として、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における南海トラフ地震臨時情報の収集、伝達等に係る対応を定めます。

2. 基本的な考え方 計画 P274

令和4年5月に都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」における南海トラフ巨大地震の想定では、区内での震度が震度5弱から震度5強の揺れが発生することが想定されており、区の想定地震である「都心南部直下地震」及び「多摩東部直下地震」よりも小さいため、区における対策は、文京区地域防災計画第2編に記載されている震災対策を推進します。



資料：首都直下地震等による東京の被害想定報告書

